

一宮市介護サービス事業所（訪問等）光熱費高騰対策支援金に関するQ&A

番号	区分	質問	回答
1	交付対象	支援金の交付対象事業所か分からない。	市ウェブサイト「支援金対象事業所一覧」を掲載していますので、そちらにてご確認ください。
2	交付対象	市の支援金の対象事業所が特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等の中にあり、入所系及び通所系施設として、愛知県が実施する「令和6年度愛知県社会福祉施設物価高騰対策支援金」の交付を受けている（受ける予定である）が、重複して支援金の交付は受けられるか。	一宮市が掲げる要件を満たせば交付は受けられます。
3	交付対象	市の支援金の対象事業所が、障害福祉サービス事業所を同一法人により同一建物内にて運営しており、介護と障害両方とも支援金の対象事業所である。「障害福祉サービス光熱費高騰対策支援金」と重複して交付は受けられるか。	この場合、介護と障害の両方からの交付は受けられません。同一建物内で介護サービス、障害福祉サービス（ともに対象事業所）を実施している場合の申請は介護サービス事業所のみ交付が受けられます（「障害福祉サービス光熱費高騰対策支援金」は対象外となります）。
4	交付対象	市の支援金の対象事業所が医療機関等の中にあり、医療機関等として、愛知県が実施する「令和6年度愛知県医療機関等物価高騰対策支援金」の交付を受けている（受ける予定である）が、重複して支援金の交付は受けられるか。	一宮市が掲げる要件を満たせば交付は受けられます。なお、病院、診療所が実施する訪問看護・訪問リハビリテーション（医療みなしとして指定するサービス）は対象外であるため、これら以外の対象サービス（居宅介護支援や訪問介護など）を実施している必要があります。
5	交付対象	同一敷地内の別建物で同一法人によって複数の対象サービスを行っている場合、支援金の交付額はどうか。なお、建物同士に渡り廊下があり、建物は別である。	建物が別である場合、それぞれの建物で電気、ガスの引き込みを別に行っており、異なる契約がある場合は重複扱いとはしないため、それぞれで24,000円の交付が受けられます。同一敷地内で建物が別であっても、電気契約、ガス契約は同一である場合には重複扱いとし、1つの事業所と見なします。※各建物に子メーターを設置し、按分した電気使用量を把握できる場合でも契約が同一である場合は1つの事業所と見なします。
6	交付対象	基準日（＝令和7年3月31日）時点で休止中であるが、令和7年1月から2月までは介護サービスを提供していた場合、支援金の交付対象となるか。	基準日時点で休止中であれば、対象とはなりません。
7	交付対象	令和7年4月1日以降に指定を受けた事業所は支援金の交付対象とはならないか。	対象とはなりません。令和7年3月31日までに指定を受けた事業所が対象です。
8	交付対象	「令和7年7月31日までに休止または廃止する事業所は対象外となる」とあるが、令和7年4月から5月までの1か月間だけ休止し、令和7年6月から再開した場合は支援金の交付対象となるか。	この場合は対象外となります。基準日（＝令和7年3月31日）時点で運営している法人が、基準日以降に休止または廃止した場合はいかなる場合であっても対象外となります。
9	交付対象	「令和6年4月分から令和7年3月分までの介護報酬請求実績がない事業所は対象外となる」とあるが、毎月請求している必要があるか。	令和6年4月分から令和7年3月分までの毎月の介護報酬請求実績までは求めておらず、令和6年4月分から令和7年3月分までの間、一度も当該期間内の介護サービスの提供がなく介護報酬の請求を行っていない場合は対象外となります。
10	交付対象	申請対象となる訪問看護事業所が、出張所（サテライト）を有しているが、申請事業所数はどのようになるか。	出張所（サテライト）は交付対象ではありませんので、1事業所として数えます。
11	交付対象	対象事業所が、令和6年度中に介護保険サービス事業所、障害福祉サービス事業所の2つの事業所（ともに対象事業所）がそれぞれ独立した建物から、同一建物内に移転した場合、支援金の交付額はどうか。	月割りなど支援金の按分計算による交付は行いません。交付額の算出は基準日（＝令和7年3月31日）時点の状況で算出します。

一宮市介護サービス事業所（訪問等）光熱費高騰対策支援金に関するQ&A

番号	区分	質問	回答
12	交付対象	借りている事業所の光熱費が、貸主より負担が免除されている場合、支援金の交付対象となるか。	対象とはなりません。
13	交付対象	光熱費を負担しているとは、運営法人が電気会社、ガス会社と直接契約していることが必要か。	電気使用量相当分を間接的に負担している場合は、交付対象とします。その根拠書類等を提出していただく必要はありませんが、市の求めに応じて提出できるよう、書類の保管が必要です。
14	交付対象	年度の途中に事業譲渡があり、運営法人が異なる場合はどうすればよいか。	交付の対象かどうかは基準日（＝令和7年3月31日）時点の状況で判断することになり、基準日時点において運営する法人が各要件を満たす場合には対象事業所となります。よって、令和7年4月1日以降に事業譲渡があった場合には対象外となります。
15	申請手続	対象事業所が複数あるため、事業所ごとに申請してもよいか。	不可とします。法人ごとで申請してください。
16	申請手続	電子申請の方法が分からないので、郵送やメールで対応してもらえるか。	不可とします。電子申請の操作方法を案内しますので、介護保険課指定担当（0586-85-7017）までお問い合わせください。
17	申請手続	提出期限を過ぎた場合でも、申請は可能か。	この支援金は単年度予算で交付金を活用し実施していること、申請のあった事業者への迅速な交付を目的としていること等から、いかなる理由をもっても不可とします。期限内の申請をお願いします。
18	申請書	振込口座は法人名義である必要があるか。	申請法人による口座名義としてください。他の口座は不可とします。
19	申請書	申請書の表示や動きがおかしい。プルダウン選択ができない。	申請書をExcel2007より前のバージョンで編集する場合、計算式等が上手く表示されないおそれがあります。また、Excel Viewer等、Excelデータを見るだけのソフトでは編集できません。どうしてもできない場合は、介護保険課指定担当（0586-85-7017）までお問い合わせください。
20	申請書	申請書で自動で表示される法人情報・事業所情報が間違っている。	法人情報、事業所情報は令和7年3月31日時点のものを掲載しています。情報が間違っている場合は、介護保険課指定担当（0586-85-7017）までお問い合わせください。
21	申請書	申請書や根拠となる契約書等は法人内で保管しておいた方がよいか。	申請書や根拠となる契約書等（例：法人の決算書類、光熱費に関する領収書等）は5年間保管してください。
22	申請後	交付申請の手続き後の流れについて教えてほしい。	電子申請システムにて、申請書を提出していただくと事業者に申請受付メールが自動送付されます。その後、指定担当にて内容を審査し、不備が見受けられなければ、手続き内で入力していただいたメールアドレス宛てに処理完了の旨を記載したメールが届くほか、郵送（2025年7月中旬）で交付決定通知書が届きます。
23	申請後	申請した後に事業所を移転することになったが、申請はどうすればよいか。	交付額の算出は基準日（＝令和7年3月31日）時点の状況で算出するため、再度申請をしていただく必要はありません。
24	申請後	申請した後に事業所を休止・廃止することになったが、申請はどうすればよいか。	介護保険課指定担当（0586-85-7017）までご連絡ください。なお、事業所を休止・廃止する場合には、介護保険法にて1か月前までに市に届け出ることとなっていますのでご注意ください。

一宮市介護サービス事業所（訪問等）光熱費高騰対策支援金に関するQ&A

番号	区分	質問	回答
25	申請後	どれくらいで審査完了のメールは送付されるか。	申請書の不備がない場合、7月上旬までにメールを送付します。事業者から多数申請を受け付けた場合は、更に時間を要することがあります。早急にメールを送付できるよう努めますが、予めご了承ください。
26	申請後	支援金の振込時期はいつになるか。	令和7年7月下旬を予定しています。なお、交付決定通知書は令和7年7月中旬に郵送で送付することを予定しています。